

報 伊 方 町

人 和 町 課 所
行 西 字 務 所 刷 所
電 局 郵 局 印 刷 局
伊 方 町 伊 方 町 伊 方 町
尾 上 八 幡 町 八 幡 町

公明選挙
必ず投票し
ましよう

参議院議員選挙

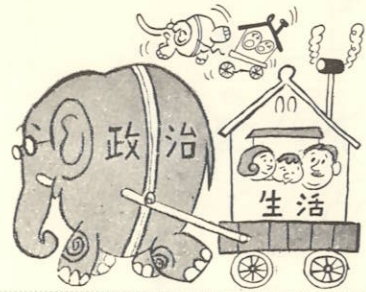
投票は7月1日

開票は即日

投票時間

朝七時から夕方六時まで

選挙まんが



わたしたちの生活は、政治と密接な関係があり、政治によって左右されます。



この大事な政治を行なうのは、わたくしですが、自分で選挙した代表者です。立派な代表を選びましょう。



義理や人情にとらわれず、お金の物の誘惑にまどわれないで、自分の自由な意志で選びましょう。



棄権は絶対によめましょう。政治は国民全部のもので、選挙権のある人はかならず投票しましょう。

旅行する人などには 不在者投票

不在者投票をするためには、次のようにして、投票日に行かない。①投票日に、町外で仕事をしなればならない。②町外に旅行または出張する場合は、投票日に行かない。③町外に旅行しなればならない。④町外に旅行しなればならない。⑤町外に旅行しなればならない。⑥町外に旅行しなればならない。⑦町外に旅行しなればならない。⑧町外に旅行しなればならない。⑨町外に旅行しなればならない。⑩町外に旅行しなればならない。

消防団長に松下

副団長は佐々木、松本の両氏

- 任期満了の消防団長阿部謙氏の後任に、副団長松下鶴行氏が任命されました。
- 副団長は佐々木勝(候補)松本清美(古巣)の両氏が任命されました。
- 又各分団長は次の方々で今後、重要な消防の任務に尽力していただくわけです。
- 第一分団長 宮藤 六美
- 第二分団長 竹村新喜雄
- 第三分団長 島本 昭
- 第四分団長 土井 照光
- 第五分団長 松田亀久雄
- 第六分団長 井上 藤樹
- 第七分団長 成田 寛治
- 第八分団長 岡野 隆男
- 第九分団長 上田 義雄
- 第十分団長 水沼 友一
- 第十一分団長 酒家 和武
- 第十二分団長 渡辺 祐治
- 第十三分団長 田下 繁利
- 第十四分団長 高田 藤正
- 第十五分団長 山田 正明
- 第十六分団長 古田 伸利
- 第十七分団長 谷口 悟
- 第十八分団長 井根 義造
- 第十九分団長 久保 政義
- 第二十分団長 岩井 富繁
- 第二十一分団長 岩井 富繁
- 第二十二分団長 岩井 富繁

定例町議会開く 追加予算額二、九一七万円

伊方町火災予防条例を制定
伊方町火災予防条例を制定
伊方町火災予防条例を制定

七年度 増築資金借入申込 の受付について

住宅金融公庫は次のような要領で、貸付を受ける人の選定方法により、本年度増築資金貸付の申込受付期間中申込順に貸付者の上合資格は抽せんして貸付者を選定する。

一、申込期間 四月から五月三十一日まで

二、受付場所 東邦相互銀行八幡浜支店、愛媛相互銀行八幡浜支店

三、貸付を受けることのある人 ①自分の所有する既存住宅に自ら居住するための増築を必要とする者 ②借主となる者

四、貸付を受けることのある人 ①自己所有する住宅に自ら居住するための増築を必要とする者 ②借主となる者

五、貸付の条件 ①利率 五分五厘 ②貸付期間 七立方メートル(約二坪)以上三十三平方メートル(約十坪)未満 ③貸付金 A建増築 公庫で定めた標準建設費未達で坪当たり約三万四千円以内 B標準増築 木造坪当たり約三万四千円以内五分以内 ④償還期間 償還金がおおむね一月千円前後になるよう定められ、貸付金十五万円で五年前後の償還を終ります。 ⑤償還方法 二月月払いですが、希望により毎月払いも出来ます。 ⑥詳細については取扱金融機関又は産業課へお問合せ下さい。

